

市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）のポイント（総務省自治行政局）（平成14年3月29日）

○本指針は、平成11年8月6日通知による指針、平成13年3月19日通知による指針を踏まえた3度目の指針となるもの。

1. 指針の位置付け

急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の合併の議論が迅速かつ着実に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、合併推進のための一層の取組を要請したもの。

市町村合併特例法の期限は平成17年3月31日であと3年となり、できるだけ早期に法定の協議会を設置することが望まれる。

2. 指針のポイント

（1）都道府県による市町村合併支援策

○合併重点支援地域の指定の一層の拡大

* 指定のない都道府県は少なくとも数箇所の指定を早急に実施。
* 既に数箇所指定している都道府県も含め、指定を一層拡大。
※合併重点支援地域とは、県知事が次のような地域の中から指定する地域です。

① 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がりつつある地域
② 合併協議会が設置されている地域

③ 関係市町村で合併に向けた取組

がされており、一部の市町村方が対して要請がなされた地域

県が合併重点支援地域を指定し

た場合、重点的な啓発事業や人的支援などの支援策を講ずる事とされています。また、合併重点支援地域は、国の支援プランの対象地域とされ、関係省庁の連携による支援策を受けることができます。

なお、指定後、一年以内に合併協議会（法定）が設置されない場合は、市町村に対し、合併協議会の設置について勧告を行うことを検討するものとされています。

県内では、平成15年1月現在で10地域が指定を受けています。

○都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充

* 平成14年度前半までに、合併重点支援地域を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資・権限移譲等を内容とする都道府県

支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表するものとする。

（2）市町村の自主的・主体的な取組

○市町村の取組状況の公表

* 市町村における合併の必要性について積極的な検討を行い、その内容を住民にわかりやすく公表することが期待される。

【全国の状況 = 43道府県1,427市町村（353協議会）】（H15.7.2現在）

